

第23次東京都消費生活対策審議会
第3回検討部会

平成26年8月26日（火）
都庁第二本庁舎10階 一般会議室210・211

午後 1 時 2 8 分開会

○池本部長 時間、少し前ではありますが、委員の皆さまもおそろいですので、それでは、消費生活対策審議会の第 3 回検討部会を開会したいと思います。

初めに、事務局から定足数の確認及び配付資料の確認についてお願いしたいと思います。

○企画調整課長 企画調整課長の赤羽でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の出席状況でございますが、当部会は、委員 6 名と専門員 1 名で構成されております。本日は、全員の御出席をいただいておりますので、消費生活対策審議会運営要綱第 8 による定足数を達しております。

次に、本日お配りしております資料を確認させていただきます。

資料 1 が部会の委員名簿でございます。

資料 2 が部会の幹事・書記名簿でございます。

ここで 1 点御報告をさせていただきます。7 月 1 6 日付で東京都幹部職員に人事異動がございまして事務局職員が変更しておりますので、ちょっとお時間をちょうだいして紹介させていただきます。

消費生活総合センター所長の吉村でございます。

取引指導課長の田中でございます。

私も 7 月 1 6 日に異動になりました企画調整課長の赤羽でございます。改めましてどうぞよろしくお願いいたします。

以上 3 名の変更がございましたので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

引き続き資料の確認をさせていただきます。

資料 3 が本審議会の中間のまとめ（案）でございます。

資料 4 が中間のまとめ（案）の概要でございます。

資料 5 が、A 3 になりますけれども、「今後の消費生活行政の展開に関する東京都への提言」でございます。

その他、参考資料といたしまして、「消費生活条例関係規程集」、また、「消費生活条例」「教育推進計画」等の冊子をお配りしております。

また、机の上に消費生活対策審議会の今後の予定のペーパーを配付させていただいておりますので、不足している資料がございましたら、事務局職員までお知らせください。

また、恐れ入りますが、参考資料の 3 冊の冊子につきましては、次回以降の部会、小部会等でも使用いたしますので、終了後は机上にお残しになったままにしておいていただけ

ればと思います。

以上でございます。

○池本部長 資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは、早速、審議に入りたいと思います。

前回の第2回の検討部会での議論を踏まえまして、事務局で中間のまとめの原案を作成していただきました。先ほどの資料3です。事前に皆さんにお送りして御確認していただいて、その皆さんからの御意見もいただいて集約されたものが本日の資料3という形で用意されていると思います。本日は、各章ごとに、まず事務局から中身の御説明をいただいて、それから、それぞれについて審議に入りたいと思います。

早速ですが、中間まとめの、まず全体の構成と序章「都における消費者被害の現状と課題」、このところまでを事務局から御説明をいただき、それについて委員の皆さんから御意見をいただくという形で進めたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いできますか。

○企画調整課長 それでは、中間のまとめ（案）の全体構成及び序章「都における消費者被害の現状と課題」について御説明をさせていただきます。

まず、全体構成でございますが、資料4の「中間のまとめ（案）概要」、A3判のものを配付させていただいておりますが、こちらの左側のページをごらんください。

中間のまとめは、序章と1章から3章までの4章立てとなっております。

序章では、総論といたしまして、消費生活相談から見た消費者被害の現状や悪質化する手口の状況をお示しし、それを踏まえて今後の消費生活行政の展開に向けた検討の方向を記述しております。第1章、2章、3章につながる内容となっております。後ほど内容については御説明をさせていただきます。

続きまして、第1章といたしまして、「悪質事業者への対応の強化」につきまして、現状及び都の取組状況、こうした現状を踏まえた基本的な対応方針を明らかにした上で、消費生活行政の改正を行うべき事項等につきまして、禁止命令などの5項目に関しまして、現状と課題、検討の方向性及び具体的な改正点等を記述してございます。

第2章は「消費者教育の展開」でございます。消費者教育を取り巻く現状を踏まえ、消費生活条例において明示すべき内容につきまして記述いたしております。

第3章は「消費者被害救済の充実」でございます。集団的消費者被害回復訴訟制度が創設されたことに伴いまして、この制度の中心となる特定適格消費者団体との連携のあり方

について、制度を解説し、課題を整理した上で、今後の連携のあり方を記述してごさいます。

諮問の3つの観点に対する答申といたしまして、序章を加えた4章立てで整理いたしました。

次に、序章の概要を御説明いたします。資料といたしましては、資料3「中間のまとめ」の2ページから4ページ、資料4では1枚目の右側がその概要となっておりますので、あわせてごらんいただければと思います。

まず第1に、消費生活相談から見た消費者被害の現状を分析して記載しております。

都内の消費生活相談件数は、平成25年度には約12万7000件となり、前年度より7.4%増加しております。最近の5年間で見ても、同レベルで推移している状況でございます。特に60歳以上の高齢者からの相談の割合は年々増加傾向でございまして、25年度には相談全体の3割を超えております。高齢者の消費者トラブルは契約金額が高額であるという状況もあわせて記載しております。

さらに、東京の高齢者は、現在も4人に1人が一人暮らしであり、今後も一人暮らし高齢者が増加すると予測されていることから、悪質事業者に狙われやすく、被害に遭った場合も発見がおくれる傾向があることなど、高齢者の消費者被害の拡大が懸念される点を述べております。

また、若者の相談の状況でございますけれども、こちらも相談件数が増加し、前年度より6.8%増加しております。内容といたしましては、タレント・モデル等の勧誘に関する相談、エステティックなど理美容に関する相談が多くなっております。

2番目の手口の悪質化、巧妙化による消費者被害でございますが、最近の新たな手口といたしまして、「健康食品送り付け商法」が急増しており、また、外国の不動産所有権など、実態が不明な権利への投資に関する高額な被害が急増している状況がございまして。

若者が被害に遭う手口といたしましては、SNSを悪用し、交友関係を持ちかけて呼び出し、強引に商品やサービスを契約させるというものが増加しております。

3番目の「今後の消費生活行政の展開に向けて」といたしまして、こうした消費者被害等は、都はこれまでもさまざまな取り組みを行ってきたところではありますが、さらに踏み込んだ対応が必要であるとした上で、不適正な取引行為を行う事業者に対して、より一層対応を強化し、悪質事業者の市場からの排除を図ることにより、消費者被害の拡大を防止するとともに、健全な市場形成を目指す必要があるとしております。

次に、消費者教育をより一層推進し、消費者被害の未然防止や拡大防止につなげていく必要があることを明記し、3番目といたしましては、仮に消費者被害を受けた場合にも被害措置が図られるよう、集団的消費者被害回復訴訟制度を実効性のあるものとするための都としての方策を検討する必要があるとしております。

このように深刻化する現状及び課題を受けて、今後、都が進めるべき消費生活行政の方向性について審議し、答申までの過程として中間まとめを取りまとめたことを記述しております。

以上でございます。

○池本部会長 ありがとうございます。

今、御報告いただいた部分につきまして、皆さんから御質問、御意見があればお願いしたいと思います。どうぞ。

○野澤委員 手口の悪質化というところで「健康食品送り付け商法」の急増というのがあるのですが、最近の新たな手口というふうに言われていますけれども、商品自体を送りつける商法というのはわりと古典的な手口ではないかと思うのですが、これが最近の新たな手口というふうに言われているのはなぜなのか。健康食品という商品の問題なのか、その辺を確認したいと思いました。

○企画調整課長 御質問の一方的な送り付け商法というのは確かに古典的な手法ではあるのですが、24年度後半から25年度にかけて急増した手口は、あなたが注文したものを届けますというような電話が1本あって、それで、消費者自身が、自分が注文したのかもしれないという疑念を抱かせて代引きでお金を払わせるというところが、これまでの商法と異なるものというように考えております。

○野澤委員 その点は特に詳しく書く必要はないということなんですかね。最近の新たな手口の記述のところでは。

○企画調整課長 要は、消費者から注文を受けたとうそを告げて強引に健康食品の買い取りを契約させるようなといったところで表記はしたのですが、もう少し書いたほうがよろしいでしょうか。

○野澤委員 別に。済みません。

○池本部会長 よろしいでしょうか。

いわゆる典型ネガティブオプションとちょっと違って、電話勧誘販売と中間のような手口というのがこの特徴なんだろうと思います。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○洞澤委員 3のまとめのところなんですけれども、全体として消費者被害に非常に重きを置いた内容で、それが非常に深刻な内容でもありますので、そこはやむを得ないかと思うのですけれども、序章に続く中身との関係で、例えば、消費者教育の部分については、消費者被害を未然に防止するという部分が非常に重要なことは、それはそれとしても、より持続可能で公正な社会に積極的に関与していく消費者像というものをうたっておりますので、ここの部分についても、多少そこを意識した記述も加えたほうがいいんじゃないかなということをちょっと感想として持ちました。

以上です。

○池本部長 今の点は、後でもまた消費者教育推進法との関係というのは話題になるころでしょうか、序章の現状から今後の展開というところでも一言、3ページの下の辺りで触れるかどうかというところですかね。

○洞澤委員 はい。

○池本部長 いかがでしょう、事務局。後ろで触れてあってつけているということなのか、3ページの末尾の3行のところに何か言葉をつけ加えたほうがわかりやすいと考えるかというところだと思いますが。

○企画調整課長 実は内容の第2章のところでは、かなり持続可能な社会の形成に向けてという意図は組み込んだのですけれども、序章のところでは全体の流れとしてなかなか入れにくい状況があったものですから、主体的に行動できるというようなところで文言は足したのですけれども、もし具体的な御指摘があれば、検討させていただきたいと思います。

○洞澤委員 1と2の前提があるので、その流れからすると、今のお話というのは、文の流れとして唐突かなという気はするのですけれども、序章というのが何のための序章なのかというのを考えたときに、第1だけではなくて、一応3のところでは第2、第3についても触れているという関係上、全体の導入部分として、こういうことをこれから言おうとしているんですよということを多分わかりやすくするために整理していただいている部分だと思うんですね。ですので、そういう意味では、序章の表題自体は「東京都における消費者被害の現状と課題」とありますので、こちらの指摘は、私も言ってから、あれと思ったのですけれども、中身とのバランスとの関係で、序章の立てつけというのがちょっとどうなんだろうと、今さらの話なんですけれども思いまして、意見させていただいた次第です。

○池本部長 恐らく、例えば消費者教育推進法ができて、それを踏まえてどう条例に反

映させていくかという話が、それを全部序章に書き込むのか、本論で触れてあるので、ほんのさわりだけ触れているということだろうと思うんです。だから、むしろこの3行で、これはアンダーラインで「主体的に行動できるよう」という部分、その前の「必要な知識や判断力を身に付け」というのは昔から言われているところの消費者教育の課題が、近年の新しい消費者教育観も踏まえて、消費者教育をより一層推進するという意味として足りているかどうかということですかね。何か、例えば、最初にこういう言葉を加えれば、現代的な課題として位置づけてあるというのは何でしょうか。

○洞澤委員 ちょっと思いつきなんですけれども、「判断力を身に付け」というところまでが一応消費者被害と対応している部分だとすれば、それにとどまらず、さらに積極的に行動していく消費者みたいな形で、自分を守るだけではなくて、さらに持続可能な社会に貢献していく積極的な消費者像みたいな、その程度のことをちょろっと入れればいいのかなというような、そんなイメージです。

○池本部会長 なるほど。イメージとしては私はわかりました。そうすると、これは言葉としてどこまで入るかという表記で、中身の修正の問題ではない、表現の問題ですので、後で検討いただくということにしましょうか。

それから、ほかに矢野委員から。

○矢野委員 それでは、2点ほど意見です。

1点目は、今、洞澤委員から出されました部分について、むしろ、序章が現状と課題ということではあるのですが、国の法制度とかが整ってきている中で、消費者教育推進法ができて、消費者市民社会への構築といったことが新たな言葉として登場してきていることを最初のところで述べて、それを詳しく2章のところで展開するという形になると思いますので、今回は、消費者教育推進法に盛られた部分がまだ条例のところで十分反映されていなかったり、計画のところを、既に先に計画がつくられている中で、改めて条例にも位置づけましょうということですから、よけい消費者教育推進法の中で目的に入っている部分の、私はできれば消費者市民社会への参画とか、何かそういった言葉を入れてほしいなと思っております。それが1点目です。

それから、2点目は、1ページの「はじめに」なんですけど、事前でも御意見を述べたのですが、4段目の「集団的消費者被害回復訴訟制度が新たに導入され」。「はじめに」ということなので、さりげなく入れてあるのですが、しかし、この制度自体は非常に大きな制度で、いつからというところでは、平成25年12月からとか、後に3章のところで詳し

く法律面も書かれてはいるのですけれども、やはり新たに登場した大きな制度は、いつ導入されたことぐらいは入れておかないと、これが今後、都民のところで広く受けとめるときに、共有化していくためにも大事じゃないかなと思います。

以上2点です。

○池本部会長 最初の点は、同じ3ページの一番下の消費者教育を一層推進するというこの意味づけをもう一言加えてみてはどうかという、消費者市民社会の形成に参画するという、消費者教育推進法のあたりのキーワードをもう一步踏み込んだらどうかという指摘。

2点目は、集团的被害救済。法律名までここで書くのか。おっしゃったのは、それが導入された時期あたりを触れるという趣旨ですか。

導入されたというのも、法律が制定されたのと、施行時期ということがあるから、正確に書くとする両方触れなければいけなくなってしまいますね。どうすればいいかな。それは後ろでは触れてありましたっけ。

○企画調整課長 はい。その御意見をいただいたときに検討はしたのですが、25年12月に制定されということで、施行はまた先なので、かえってわかりにくいかなという懸念がありましたのと、法律名が長いものですから、それで、第1章、第2章、第3章、それぞれがいろいろな法改正が含まれているので、それを全部序章で書いていくと、法律の名前だけでは結局わからないと、どういう法律かということを説明していくようになると、かえって煩雑になるのではないかと懸念がありました。そのため、1章、2章、3章に、そういう動きをまず表記した上で、現状、課題に結びつけているというところで現在のところは整理してあります。

○池本部会長 その意味では、先ほどの消費者教育もだし、集团的被害救済も、正確な表記は後ろで、ここは本当の概要だけにとどめたという一つの方針で書いているというところですかね。いかがでしょう。

○矢野委員 「はじめに」の部分は了解しました。

○池本部会長 先ほどから指摘のあった法律とか、細かい中身じゃなくても消費者教育のところ、観点の新しさという点、一言加わるかどうかという点は、検討課題とさせていただくというふうにしましょうか。

ほかにいかがでしょう。よろしいですか。序章の部分では。

よろしければ、最後にまた全体について御意見いただく時間が少しでもとれればと思いますので、序章のところはそのくらいというふうにさせていただきます。

続いて、第1章の「悪質事業者への対応強化」についてというところです。これについては、小部会を設置して、そこでも議論をいただいているところでもありますので、先に、まず、小部会での検討を踏まえた記述ということで、そこでの議論の状況、整理されたところも含めて、まず事務局から概要を御紹介していただき、それから審議に入るといふうにしましょうか。

では、この部分、お願いしたいと思います。

○特別機動調査担当課長 特別機動調査担当課長でございます。事務局のほうからまず概要を御説明させていただきます。

資料4を1枚おめくりいただきまして、第1章「悪質事業者への対応強化」のページを本文とあわせてごらんをいただきたいと思います。

前回の検討部会後の小部会の状況を踏まえて、資料4の中央の列「悪質事業者への対応強化」の「検討の方向性」、そして右側の列「具体的な整理」について、審議を深めていただいた点を中心に報告をさせていただきます。

まず、一番上の「禁止命令についての整理」、これは本文ですと8ページから記述がございます。「検討の方向性」では、国が消費者安全法を改正し、いわゆる法のすき間事案となる財産被害に対して、勧告・命令という行政措置を導入したことに対して、条例による禁止命令継続の正当性をさらに論旨を加えていただいたということで、この上に立って、一番右側の列「具体的な整理」欄にありますとおり、学生が多い、マスメディアが集中しているなどの東京都域に特有の事情から、消費者被害が東京に集中して発生している取引を新たに別表に加えるとして、上から2つ目の破線の枠囲み「追加すべき取引」に記載のとおり、4類型を挙げていただきました。前回、報告にございましたのは、このうち、①②④でしたけれども、これに加えて③の「外国での留学、研修、就業等に係るあっせん又はその手続代行」が今回新たに加わっております。これは、都内で毎年100件以上の消費生活相談が寄せられている取引でございまして、契約金額も平均100万円にのぼるような状況でございます。日本で事業者から説明を受けていた内容と実際に海外で受けたサービスが著しく異なって、それが実際海外に渡航して初めてわかるということから、大きなトラブルになってまいります。

こうした事例と相談件数の状況につきましては、ほかの①②④の取引類型と同様に、総会への報告の参考資料として添付させていただきたいと思っております。

このほか、今、資料4には記載がございませんけれども、例えば詐欺まがいの悪質な手

口が多く見られる権利の取引ということについても、実は小部会のほうではいろいろ御検討いただきまして、この禁止命令の対象にできないか、さまざまに御検討いただいたところですが、一般的な文言ではなかなか定義づけが難しいということで、さらに研究を重ねる必要があるということを本文のほうでまとめております。

恐縮ですが、次に、2番目の「消費者が売り主となる取引における事業者の不適切な取引行為への対応」についてです。こちらは本文ですと14ページから記述がございます。

こちらは、前回説明申し上げた状況と基本的には変わってございません。「具体的な整理」の欄をごらんいただきますと、消費者が売り主となる場合に事業者の不適正な取引行為を防止する点を明確にするため、第2条の「消費者」の定義について見直し、「事業者が供給する商品又はサービスを使用し、又は利用して生活する者」から「事業者が供給する」の文言を削除することが考えられる。ただし、定義の変更は、条例の目的を含めて全体に影響を及ぼすため、各条項の検証を下手上での調整が必要となる、という内容でございます。

同様に、第25条では、「販売」ではなく、「取引」の文言に変更することが適切ということでございます。

次に、恐縮ですが、3番目の「立入調査における関係者の整理」についてでございますが、これは本文ですと16ページから記述がございます。

不適正な取引行為の実態解明の必要があるために、一番右側の欄ですが、関係事業者に対し、報告や立入調査を求めることができる旨を条例上に規定することとし、立入調査を行う「密接関係者」は、以下のようなものが考えられるとしております。

枠囲みの類型がございますが、このポイントとしては、②のように、関連商品やサービスを消費者に提供する者、あるいは③のように、業務の一部を分担する者、さらには⑤のように、勧誘方法を教授する者といったぐあいに、実際の調査事例から抽出して幅広く調査対象にできないかを御検討いただきました。今後、条例改正の中で具体化を図っていくということとなります。

次に、4番目の「立入調査拒否における公表要件の整理」につきましては、これは本文ですと18ページからになります。

この点は、前回の検討部会でもいろいろと御質問、御指摘、御意見を頂戴いたしまして、かなり整理がなされた項目でございます。都民への迅速かつ適切な情報提供を根拠とする記述に整理をいたしまして、立入調査を受ける事業者側にも配慮して、書面の交付や十分な説明など、適切な手続を経て進めていくことも明らかにしております。また、ここに記

載はございませんけれども、公表の内容としては、消費者が主体的に事業者の取捨選択、判断できるよう、事業者の主な事業活動、あるいは不適正と考えられる取引行為の内容についても公表の内容に含めていくということを予定しております。

続きまして、資料4の5番目、最後、「条例の適用除外についての見直しの整理」でございます。本文ですと19ページからになります。この項目は、8月8日に委員の皆様にご意見照会を行った以降に、大幅に修正が施されている状況でございます。

まず、資料4の骨子からごらんいただきます。真ん中の列ですけれども、美容医療を含む医療サービスによる危害や施術結果の不满に関しては、消費生活行政が取り扱うのは困難であるが、一部の美容医療事業者における不適正な取引行為と疑われるケースについては、消費者トラブルとして捉え、消費生活行政部署による調査・指導の対象と考える余地がある。ただし、その場合であっても、医療の特殊性や医師に与えられた広い裁量権等を勘案し、医療特有の事項と消費者との契約に関する部分を整理するなど消費生活行政部署が対象とできる範囲を慎重に考えていく必要がある。また、対象とする美容医療の範囲についても慎重に考えていく必要がある。

ここで、右側の列です。消費生活行政部署と医療行政部署の間で、美容医療の対象範囲の検討、消費者被害等に係る情報の共有、事業者指導のあり方について調整を図っていく必要がある。さらに、各方面から情報収集を図りつつ、美容医療に係る消費者トラブルについて消費生活行政部署がどのように対応していくか引き続き検討していくべきである。ということで、結論としては、前回、検討部会で報告させていただいた内容と変わらないのですけれども、それに至る考え方、あるいはプロセスの表現は、消費生活行政から見た美容医療としての捉え方だけではなくて、医療行政のほうからの視点も取り入れながら慎重に検討していくという方向を強く打ち出した内容になっております。

資料3の本文のほうをごらんいただきたいと思うのですけれども、19ページからになります。ここでもかなり修正箇所がございます。全体的には、前回8月上旬にごらんいただいたところからは、かなり簡潔な記述となるようにボリュームを圧縮しまして、趣旨が明確になるように、とにかく読みやすさを向上させるという趣旨で進めてきております。

この間、私ども事務局としましては、このまとめが答申の後で円滑に実施に移されるよう、とにかく都庁内の関係部署と短期間に最大限の調整を進めてまいったところがございます。このことによりまして、何とかこの修正案にこぎつけたところでございます。こうした内容で取りまとめることで、医療関係部署、あるいは医療関係者を巻き込んだ今後

の具体的な検討への道筋がつけられるものと考えておりました、その旨、小部会の先生方にも御説明申し上げまして、御理解をちょうだいしてまいったところでございます。これまで、医療行為については、とにかく全てが条例の適用除外とされていたところからのゼロからのスタートということですので、何とぞ御理解を賜りますようお願いをいたします。

この美容医療につきましても、前回、検討部会でごらんいただきましたように、相談件数の推移ですとか、あるいは具体的な特徴的な事例等も総会の資料としては添付をさせていただきたいというふうに思っております。

最後、今の本文でごらんいただきますと、20ページ中ほどのところから、4「不適正な取引行為による被害の防止に向けて」というところがございます。ここは第1章のまとめになりますけれども、第1段落では、消費者安全法と条例の禁止命令との関係を整理、検証した点を捉えまして、他の自治体でも同様に消費者被害の防止を図るよう呼びかける内容を記述していること。さらに、第2段落では、禁止命令の対象は、今後とも必要に応じて見直しを行い、消費者保護の取り組みを強化していくということ。そして、第3段落では、事業者に対して、条例等の周知と事業者のコンプライアンス意識の醸成が必要であること。その際、小規模事業者や中小企業者の過度な負担とならないよう工夫すべきであることを記述をしております。また、第4段落では、不適正取引行為による被害防止のためには、事業者規制だけではなく、消費者に対する情報提供等の働きかけが重要であることをうたって締めくくる形をとらせていただいております。

雑駁な説明でございますが、以上でございます。

○池本部会長 ありがとうございます。

非常に多様な、多岐にわたる論点を短期間のうちに取りまとめていただきました。その小部会の会長でいらっしゃる橋本先生から少し補足のコメントをお願いできればと思います。

○橋本委員 では、小部会長としてコメントをいたします。

基本的には、非常にうまく取りまとめていただいたと思っております。3点ほど補足のコメントをします。

1点目ですけれども、まず、冊子のほうの11ページの上から7行目辺りで段落が切れておりますが、この辺りに、地方自治法上の自治事務と法定受託事務の仕切りの問題が書かれております。消費者保護が自治事務であるということは明らかである一方、国が法令に基づいて公権力を行使する局面は、法定受託事務となっているものもあるということに

なります。

翻って、都が必要な公権力を発動しようとした場合に、自治事務であるか否かということが法制的に問題になる局面があるということをごさいます、これは専ら国に働きかけるべき事柄ではあるのですが、やはり自治事務化の必要性が感じられる局面があるということをお一つ補足で申し上げさせていただきます。

2点目ですけれども、これは、冊子のほうの12ページ、別表に追加すべき事項に関する事柄ですが、これは、条例の構造上、特に都条例独自の禁止命令をかけるということが要請される。そういう立法事実が必要になるわけでありす。他方で、立法事実があったとしても、事柄が営業の自由の強い規制であるということにかんがみますと、あらかじめこれは条例に、公権力を発動するための要件として、文言という形で書き切っておく必要がある。そのバランスがどうしても必要になってくるということでありす。

それで、これで言いますと14ページの上から4行目以下にありす、権利の取引、実態不明な権利への投資に関する問題でありすけれども、この部分は、立法事実はあるんだけれども、あらかじめ条例別表に要件として書き込むというところで、なかなか詰め切れなかったということをごさいます、ここは将来の課題ということに整理をさせていただいたということになります。

3番目、最後ですけれども、これは適用除外です。この冊子で言いますと19ページ、20ページの辺りでありすけれども、この適用除外、専ら美容医療等に関する問題になりますが、これについては、消費者相談のケースが多数ある一方で、都の消費者行政としての対応はできていないということをごさいます。社会状況の変化等もあつて、これが重要な重い課題であるという認識は小部会として持っているということでありす。

小部会の議論の中では、条例の適用除外について、美容医療というものを念頭に、その範囲が明確になるような形で何か整理すべきでないかと、こういう具体的な提案等もあつたところでありすけれども、今回は、今、事務方のほうから御説明があつたような、19ページから20ページ、この部分の記載のようにおさめたということでありす。

今後、都全体で対応していただけるということをお期待しながら見守ってきたいという趣旨で取りまとめをさせていただいたということでありす。

以上です。

○池本部長 ありがとうございます。

非常にボリュームのある報告範囲ですが、以上の御報告を踏まえて、皆さんから御意見、

御質問、ございましたらお願いします。

○野澤委員 小部会のおきにお伺いすればよかったですけれども、ちょっと気になっていたのは、18ページの立入調査拒否の公表要件の現状と課題の4段落目になるのですか、「条例は、都民の積極的な参加や協力を前提として作られており」云々かんぬんとあるのですが、立入調査拒否の公表というのは何のためにやるかという、都民に情報提供をします。それで不適正な取引行為による被害の発生とか拡大を防止するというのは、それはそれでわかるのですが、その前のところの都民の行動で、悪質な事業行為などを追放するというのを想定しているのかもしれないけれども、これは書き過ぎなのか、あるいは根拠が明確にあるのかどうか、ちょっとお伺いしたいなと思ったのです。被害の発生とか拡大を防止するのはわかるのですが、それ以上に、都民に知らせて、悪いやつを追い出そうという、そこまで言っているのかどうかというのがちょっと気になったんです。

○池本部長 いかがでしょう。

○特別機動調査担当課長 恐縮です。今のは、「ところが」という段落のすぐ下の「条例は」という、ここですよ。

○野澤委員 そうです。

○特別機動調査担当課長 ここは野澤先生から再三御指摘いただいている部分ではあるのです。この部分は、済みません、御指摘をさらに踏まえて、修正をこれからかけさせていただきます。また部長とも相談させていただきます。

○池本部長 御指摘のとおり、悪質業者の追放というよりは、むしろ都民への情報提供で、都民の行動によってそういう被害を予防するというところまでは言えるのだらうと思うのですが、今の御指摘も踏まえて、もう少しここは修文を重ねるといふふうに理解しておきましょう。

ほかにいかがでしょうか。では、お願いします。

○柘原専門員 先ほどの序章の3ページのところと、13ページのところでちょっと関連をしてお話を申し上げたいのでございますけれども、3ページのところで、悪質な事業者の排除とか、不適正な取引行為とか、そういった実態がふえているのでということでイントロダクションになっているわけでありまして。前回も申し上げましたとおり、例示の仕方で、例示されたものがイコール悪質事業者ですとか悪質な取引ということに取られかねないという懸念がございます。もし健全な事業者でこういった例示された取引をしている者から見ると、都の行政というのは一体どこを向いているのかという御批判がこないとも限

らないという懸念がございます。

例えばですけれども、3ページの2のところで行きますと、「健康食品送り付け商法」ということで、これ自体は悪質的かと思えますけれども、健康食品そのものを取り扱っている健全な事業者さんから見ますと、我々は悪質な事業者に限りなく近い範疇にくくられるというふうを受け取られかねないということです。3ページの下から2つ目の段落のところに、要は、不適正な取引をする悪質事業者を市場から排除して健全な市場をつくって、かつ、消費者被害を未然に防止をして、健全な市場の形成を目指すという、ここが最終目的だと思っております。その意味で、13ページのところの書き方につきましても、以下に悪質な相談取引がふえていますということで例示されていますけれども、モデル・タレント等の芸能活動を行うための企画・広告宣伝、これ自体は悪質でも何でもなくて、同様に、その下の就職、起業、外国での留学、訪問販売も、表題にある行為そのものは合法だと思っております、これらを内容とする不適正な取引の相談件数がふえているというのが正しい書き方だと思っております。

先ほど橋本先生から御説明がありましたように、事業者サイドの営業の自由を侵害してはならないという考え方をおっしゃられましたけれども、この書き方によって、書いてあるものイコール悪質事業者、不適正取引というふうにとられかねない可能性がありますので、もう一段丁寧にお書きいただければというお願いでございます。

○池本部長 ありがとうございます。

この点、いかがでしょう。対応は。

○特別機動調査担当課長 これは前回も御指摘をいただいていたところですが、今後、これについて、先ほど申しあげましたように、件数の推移と具体的な不適正な取引の事例の参考資料をつけさせていただく。その中では、前回もお話のありましたように、精神修養講座ですとか、固有名詞を書きながら、そこは明確にわかるようにさせていただくということも予定していましたので、ここでは御説明が漏れていて恐縮です。

それから、13ページのところは、ちょっとだけ工夫はさせていただければと思います。

○池本部長 恐らくここのそれぞれの数字の見出しにあるのは、国民生活センターのP I O - N E T の分類の言葉なので、これ自体を変えるわけにはいかないとする、冒頭の導入の言葉なりで、これがどういう性格の数字を紹介しているのかというのを正確に書くことによって誤解を回避できるのではないかというような気がします。そのあたり、検討をお願いしましょう。

ほかにはいかがでしょうか。お願いします。

○越山委員 文章上の話もあるのですが、まず1点が、資料4の2つ目の「消費者が売り主となる取引における」云々の箇所の表現方法です。昨年の推進計画の中で、消費者が加害者とならないという視点がありましたが、それとの関連があるとの意図でしょうか。

もう一点は、中間の取りまとめの19、20ページにあります条例の適用除外の話です。美容サービスの件ですが、当該箇所の文章が、結局どうしたいのかよくわかりません。整理する必要があるのか、対応が可能か検討するのか、いろいろ書いてあるのですが、結局どういう問題意識を持っていて、どうすべきなのかわかりにくい。国は国でインフォームドコンセントという概念を示している以上、ここではむしろ国と相談をしながら、事業者を指導したり、事業者に対して適切な情報提供をお願いするよう指導したりするとの方向性を明確に示すべきではないでしょうか。

○池本部長 非常に悩みながら書いていたところの揺らぎが、そのまま出ているのだろうと思います。ちょっと補足説明をお願いします。前段のところは、消費者が売り手となるという、ここで取り上げる話と、消費者が加害者となるというのは関係があることなのか、別の概念としての議論かという点のところは、まずいかがでしょうか。

○企画調整課長 前段のところにつきまして御説明いたしますと、消費者が売り主となる取引というのは、車を売るですとか、本を売るですとか、消費者がリユースというか、中古品市場に売るときに、買い取る側の取引業者が巧みで、安く買いたたかれてしまうとか、見積りだけをお願いしたつもりが、ここで契約してくれないと、と脅かされたりですとか、そういう事案があるものですから、それに対応するという意味での消費者が売り主となる取引ということです。消費者が加害者となるという意味は、次の教育のところでも御説明させていただこうと思うのですけれども、往々にして学生さんとか若い方がアルバイト感覚で悪い事業者に加担することがあります。わかりやすく言えば、振り込め詐欺の受け子みたいな、ああいうものを悪いと認識しているのか認識していないのか、そういったところでそういう悪質な取引に加担しないようにといったところも、ちゃんとした自立した消費者としての教育をすることによって、そういうような加害行為に加担する人が出ないようにというところですので、問題としては別の問題になります。

○池本部長 ありがとうございます。

それから、後段部分。19、20ページの悩ましいところ。まず、要するにどういう整理なのかということと、その後、表現でクリアにできるところがあるかということに分け

て。まず、要するにどういうところかという結論部分の再確認を。

○特別機動調査担当課長 現時点ですと、私どもの消費生活条例では医療は適用除外になっています。医師法の世界でも、例えば、私どもがよく消費者トラブルと言っているようなものについては、やはり指導の権限はない。その意味では、今、ちょうどすき間に入ってしまったという状況です。

ただし、特に自由診療で、保険が適用にならない部分については、価格が自由に決められるという部分があって、そこについては厚生労働省もインフォームドコンセントの中で説明をきちんとしなさいという要請をしている。そういう全体の非常にすき間だらけの状況の中で、今、私どもは何ができるかという、実は消費生活行政では、医療行為というと、医師が行う、非常に狭い医療行為のことを指すように受けとめやすいのですけれども、これが医療部門のほうからしますと、支払も含めて、契約も含めて全部を医療行為と指して、そこら辺、ちょっとそごがございます。

ただ、私ども、医療行為という狭い意味で医師がやる部分、医療特有の話について、今ここで踏み込むということではなくて、いわゆる契約、あるいは勧誘行為といった私どもが通常消費者トラブルと言っているものを何とか明確にできないかという問題意識の中で、今後、医療行政の部門と連携をとってその整理をしていくということ、今、予定をし、まずは一般的に医療と言われる中で、私ども消費生活行政の土俵に乗せられるものごとにかく整理をしていこうということが1つです。

それから、もう一つは、美容医療と言われるものも実は医療関係者の中でも、医療の部門の中でも明確な定義がなくて、何をもち美容医療と言うのかというところが実は定かでないということがございます。そこもあわせて今後整理をしていくということで、ちょっと時間がかかることとなりますけれども、それらをまずは念頭に置いて、今回、都庁内の関係部署とこの文言について整理をして、この形で今後検討の土俵に乗せられるように整理してきたというのがこれまでの状況で、ここは非常に微妙な表現で書かせていただいています。

○越山委員 ということは、当面の考え方を示しているということですね。最近、テレビや電車の中の広告が盛んに感じますが、契約上の相談や被害の相談情報の集計や統計などの集約された情報はお持ちでしょうか。

○特別機動調査担当課長 消費生活センター、東京都で言えば東京都消費生活総合センターのほうに寄せられているものについては、当然集計がございまして、その中で、昨年2

5年度で申し上げますと、都内の相談件数は大体600件。実はこれが23年度、24年度、25年度で言いますと、毎年100件ふえるようなイメージで急増しているというのが今の実情でございます。

ただし、今申し上げているのは消費生活相談でございますので、例えば医師の施術に対する不満であったりとかいうことも中にはございます。それから、強引な勧誘行為によるもの、あるいはお金がないのであれば、個別の与信契約を結んででもやったらどうかといった悪質な勧誘行為を受けて、無理やり契約を結ばされる、そういった事例も含めて、約600件というのが今の実情でございます。

○越山委員 ありがとうございます。

○池本部長 よろしいでしょうか。

条例上に何か言葉を盛り込むことによって適用除外の線引きが今回できるかということでも検討されたのですけれども、そもそもの概念がまだ両部局でも十分整理できていないので、そこからまずやってくださいという意味では、半分積み残しというか、実務レベルでの作業をまずやってくださいという趣旨なので、要するに結論はどこなんだという、見えにくいというのは御指摘のとおりだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○野澤委員 19ページの適用除外のところなのですが、現状と課題の書き方、内容は大体こういうことだろうと思うのですけれども、書き方の問題で、ちょっと考えていただければいいと思うのですが、普通は、現状と課題といたら、美容医療がまず除外になっているというのが最初に来て、しかし、実際には長時間にわたる強引な勧誘とか、勧誘方法とか、与信を強要するという不適正な取引行為がふえてきて、そこでこれを検討していくというのが、多分順番としては普通はそうなるのではないかと思うのですけれども、ここは逆なんです。

それから、最初の段落の真ん中辺ですが、事業者の行為が美容医療に対するマイナスイメージを消費者に与え、その健全な発展の支障となるおそれがあるというのは、これまでのケースとちょっとトーンが違って、これは美容業界の発展を阻害しますよ、みたいな話で、そうじゃなくて、消費者の被害というのがここでは大事なのではないかと思うのですけれども、ここだけは、美容医療に対しての、こうしないと発展がかえって支障になりますよという、何となく遠慮が感じられて、ちょっと違和感があるのですけれども、再検討していただければと思います。

○特別機動調査担当課長 後段のほうの話につきましては、多分いろいろ評価はあると思います。ただ、相手方に土俵に乗ってきていただくという意味で、特に私どもも今回非常に気をつけていましたのは、一部の事業者が特に悪質。例えば、この間数字的に見てみましても、相談件数の多い事業者さん15社で全体の半分以上を占めているという実態がございます。その意味で、ごく一部の事業者が悪質だと。それ以外の方々にとっては非常に迷惑な話だということの中で、きちんと私どもの消費生活行政の土俵に乗っていただくその土俵づくりということをちょっと意識して書かせていただいています。

○野澤委員 わかります。そうしたら、もうちょっと逆に詳しく書いてあげてもいいような気もするのですけれども。何か唐突な感じがここだけ。全体の中でこの部分だけなんです。

○池本部長 全体の表記の工夫、配慮という点で検討課題というふうに受けとめさせていただきます。

ほかはいかがでしょうか。

時間もありますので、また後でお気づきの点はお出しいただくことにしまして、続いて「第2章 消費者教育の展開について」という章について、これもまず事務局から御説明をお願いいたします。

○企画調整課長 それでは、「第2章 消費者教育の展開」について御説明をいたします。

資料3では21ページからになりまして、資料4では3枚目となりますので、お開きいただければと思います。

1の「消費者教育を取り巻く現状」の(1)の「消費者教育の重要性」でございますが、こちらでは、消費者が消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力をはぐくむ消費者教育の重要性が一層高まっているとした上で、これまでの被害に遭わない消費者、合理的決定ができる自立した消費者の育成という視点に加え、今後の消費者教育は、持続可能な社会の形成に積極的に関与する消費者を育成するという視点も重要としております。

さらに、委員の皆様にご意見を照会した際にお寄せいただきまして追加した点でございますが、このような消費者教育を行うことで、安易に不適正な取引行為に加担してしまう人を抑制することにもつながるという記述を加えております。

(2)は「消費者教育に係る現状」といたしまして、条例において「消費者教育を受ける権利」としての記載ですとか、消費生活基本計画における取組状況に加え、消費者教育

推進法の施行等の状況を記述してございます。

大きな2番になりますけれども、22ページですが、「消費者教育に係る課題とその検討に当たっての考え方」につきましては、現行の消費生活条例において消費者教育がどのように規定されているかということをお説明した上で、消費者教育の理念、方向性及び役割等について、現実に即した形で条例に規定することで、多様な主体と連携して行われる消費者教育に方向づけを与え、さらなる充実に結びつくことが期待できるとしております。

大きな3番でございますが、条例において明記すべき内容でございます。資料3では23ページ、資料4では右側になります。

(1)の「消費者教育の目的及び基本的事項について」でございますが、消費者教育をさまざまな場面で実施する際には、それぞれの場において消費者教育を実施する多様な主体の連携を確保し、効率的に実施する必要があるといたしまして、具体的には、条例41条に、幼児期から高齢期に至るまでの各段階において体系的な消費者教育を実施すること。年齢、障害の有無など消費者の特性や、学校、地域、家庭、職域、その他の場の特性に応じて、適切な方法によって消費者教育を実施すること。消費者教育を推進する多様な主体と連携を図り、効果的な消費者教育を実施することを挙げております。その際、消費者教育について、消費者に対する教育に係る施策にとどまるのではなく、「それに準ずる啓発活動も積極的に行う」という考え方を盛り込むことを示唆しております。

(2)の消費者、消費者団体、事業者、事業者団体の役割でございますけれども、消費者教育を担う各団体の役割を明示することにより、連携して行う機運を高めることを期待しているものでございます。

消費者団体は、自主的な消費者教育に取り組むとともに、さまざまな場で行われる消費者教育に協力するよう努めるとし、事業者、事業者団体につきましては、自主的な取り組みに加え、消費者への消費生活に関する情報提供及び啓発活動に努めるといたしまして、さらに事業者は、その従業者に対する消費者教育の実施に努めるとしております。

また、消費者に対しては、委員からの御意見により「消費者教育の目的を理解し」とした上で、消費生活を営む上で必要な知識等の学習に努めるものとしております。

4番の「消費者教育の推進をさらに実効性あるものとするために」といたしまして、各団体の役割を条例に明記するだけでなく、都はそれぞれの団体に対する支援も充実すべきこと、区市町村に対する支援の充実の必要性などについて記述し、さらに一歩進んだ取組を行うよう要望しております。

以上で「第2章 消費者教育の展開」につきまして御説明させていただきました。

以上でございます。

○池本部長 ありがとうございます。

では、今御説明いただいた部分について、皆様から御質問、御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。お願いします。

○矢野委員 本文で言うと24ページのところですが、今回、それぞれの役割を明示するというので、消費者団体、事業者団体、最後に消費者がきていますが、この間、消費者基本法には消費者の役割というのは明示されているのですが、新しくできた消費者教育推進法には消費者の役割という形では明記はされていないわけですね。ここの文章だと、単純に突き詰めると、学習に努める、これが条例にこういう文言で明記されているものかどうかというのはちょっと疑問を持っておりまして、消費者に求められているものは、まさに41条の目的に係る部分のたくさんの消費者に期待されている力があるわけですが、それを今後新たに条例に学習ということだけでそれをかなうものにしていったいいものかどうか、ちょっと限定し過ぎではないか。改めて、消費者の役割を今回条例に明記することが必要なのかも少し議論をしていただきたいなと思っておりますし、今の文言では、学習だけでは私はちょっと足りないかなと思います。もっと違う側面で明記すべきだと思いますが、条例に規定されるということは、それに基づいて計画がつけられていくということなので、今、東京都でつくっている消費者教育推進計画の中には、これを基本的に受けているものは余り見当たりません。もし私が把握していなかったら、その辺は御指摘いただきたいと思いますが、その辺との関連性も踏まえて御説明いただきたいのと、意見です。

○池本部長 これは、どういう方向性でやるかということを少し意見交換しておく必要があると思います。今、矢野委員からの指摘は、そもそも消費者教育の問題について、消費者が学習に努めるという責務型で入れることはいかなるものかという側面と、仮に何らかの役割を入れるとしても、学習は狭い。むしろ、積極的に主体的に行動する消費者という議論をしている中で、学習は入れるとしてもそれだけでは狭いどう入れるのかという話と、そもそも入れるのかどうかという根本の問題と両面あると思いますが、ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。お願いします。

○越山委員 今のご指摘は非常に重要な点だと思います。消費者教育というのは、東京都や国などがどんどん推し進めるべき中身だと思います。今のご指摘は、さらに何かすべき

という具体的な御提案があればお伺いしたい。

○池本部会長 先ほどの矢野委員からの発言を私なりに受けとめたところでは、学習に努めるというだけではなくて、消費者教育推進法で言うと、主体的に行動するとか、環境に配慮するとかという、より広い、学んで自己防衛をするだけではない、積極的な意味合いがあるはずだけれども、それが学習というだけでは狭いということだと。

○越山委員 おっしゃるとおりです。それを具体的にどう表記すべきということになりそうでしょうか。

○池本部会長 なるほど。どうぞ。

○矢野委員 23ページのところに現行条例の41条が書かれて、ここに目的という形で記載されているのですが、ここはまさに東京都が消費者に求めているものなんですね。だから、こういう形に消費者がなるように、みずから主体的にどう動いていくかという、その中の一つに学習はあるでしょうということなので。

それと、現行の東京都の消費者教育推進計画のところには、特に消費者が学習を初めとして、消費者の主体的な動きのところを余り明記されていないのですけれども、協力とか支援とか連携とかはあるのですが、だから、条例に入ると、条例を踏まえた計画への反映が当然なされていくと思うので、だから、その辺の条例のあり方というか、条例にどこまで書き込むかというのは非常に重要になってくると思うんですね。規定してしまうので。だから、そういう意味で、この間の説明を伺っていると、消費者ももっと自覚を持って、みずから学んでほしいというのは、消費者センターのほうから常々聞かせていただいているので、その辺は十分わかるのですが、主体性を大事にしてあげないと、ともすれば押しつけ的になってしまうので、そこは本当に主体的に動かなくなってしまうので、本来それは消費者教育に求められている消費者像ではないと思います。ですから、先ほど座長のほうで整理していただいた、そもそも消費者の規定を盛り込むのか。盛り込むとしても、現状では私はこれは不足だと思いますけれども、しかし、盛り込むとなると、41条に書かれているだけでもかなりあるんですね。国のほうの消費者教育推進法ではせいぜい2つぐらい書かれていると思いますけれども、その2つで要約していくのかどうかというところもあると思いますが、その辺は、ちょっと雑駁な意見になってしまいました。

○池本部会長 都条例では、第3条に都の責務があり、4条に都と区市町村の協力があり、それから、都と国や他の自治体との相互協力があり、国に対して措置要求をし、があり、第7条で事業者の責務はありますが、消費者の責務なり役割という規定は入れずに、都民

は知事に対する申し出ができるというものがありという、この条例の構成との関係にもかかわるのかもしれない。あるいは消費者教育の分野は、消費者自身が動いてもらわなければいけないという思いを何らかの形で条例の中に入れるのかどうかという、かなり本質的というか、根本の判断が求められる論点かなという感じを聞きながら思いましたが、いかがでしょうか。

○越山委員 よくわかりました。その御指摘というのは、一番最初の3ページのコメントの下で3行目のところにアンダーラインが引いて、「主体的に行動できるよう」という、この言葉がもう少し具体的にという話であったと思います。それというのは、もともと現行の条例の第41条に「主体的に行動し」と書いてあるのをそのまま入れているだけだと思います。これで何が引かれるかという、「主体的に行動」と書いてありますけれども、その行動というのは何を行動するのかが、もともとの条例でよく見えないので、今回詳しくいろいろ提案していければということかと思えます。しかし、ここでは提言の文面の議論ですので、余り細かく書かなくてもいいのかなとかも思えます。この部分はあくまでも意図的には御指摘のとおりのため、表現方法を取りまとめの際に御配慮いただく方向でもいいのではないかと思います。

○池本部会長 いかがでしょう、ほかの委員の方。お願いします。

○野澤委員 41条にどれだけ盛り込むかという話だと思うのですが、まず、一般的に消費者の責務というような感じになると、それはよくないというのは、多分皆さん共通のところ、中間まとめのところでも、消費者への義務といいますか、そういうふうにならないようにということは書いてあるので、それでいいと思います。

41条に、要するに今の文言を若干修正して、内容にさらに一步踏み込んだ、『公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する消費者』の育成」というところを盛り込むということで、ちょっと目的がふえたのは、41条の体裁として余り望ましくないのかもしれませんが、しかし、内容的にはよく理解できますので、そういう方向で文言等を修正しながら、内容的にはそれをつけ加えるというのは私はいいと思います。

○池本部会長 今回の23ページの中ほど、現行41条というところにアンダーラインがつけてあります。そこで言うと、「被害に遭わない消費者」「合理的決定ができる自立した消費者」「自らの行動が市場や環境に与える影響を自覚して行動する消費者」に加えて、「公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する消費者」、恐らくこの「加えて」の後の一文が例の消費者教育推進法の消費者市民社会の形成に参画するというその観点を一方加え

ていこうという提案だろうと思います。

その意味では、41条の現在の目的は、確かに「主体的に行動し」という言葉が出ているわけですから、その一歩先という意味では、『「持続可能な社会の形成に積極的に参画する消費者」の育成』という言葉を入れるという、この点はほぼ共通認識ということではよろしいですかね。

そういたしますと、それを条例の中へどういう、ぴったりこのままの表現なのかどうかはまた今後の課題として、24ページの中ほどの黒ポツが1、2、3とある中の、消費者団体に一定の役割を期待すること、事業者及び事業者団体に一定の役割を期待することを入れるという点と、その下の3つ目のポツの、消費者にも学習だけなのか、もう少し広げた消費者教育という言葉を何か入れる、消費者の責務的なものまで入れるか、この3つ目のポツの取り扱いというところについて、お2人ほど消極意見が出たのですが、どうでしょう。お願いします。

○洞澤委員 前の検討部会でも申し上げましたとおり、消費者についての役割を設けることについて、なぜあえて入れる必要があるのかというようなことを申し上げたかと思うのですが、少なくとも消費者トラブルという側面で自己責任といった論旨にならないように十分配慮すべきであるという形で、そこの部分に御配慮いただいた文章を一文入れていただいているのは重要なと思うのですが、先ほど来、各委員の先生方からも出ておりますとおり、せっかく23ページのアンダーラインのところでは一歩踏み込んだ表現を加えているわけですので、入れるということであれば、やはりもう少し踏み込んだ形での主体的な消費者としての役割ということを明示したほうがいいのかというようには思っております。

○池本部長 今の発言の意味、どう受けとめていいかどうか、質問させてください。23ページにあるところの消費者教育の目的規定ですね。その目的規定で、持続可能な社会の形成に積極的に参画する消費者とか、あるいは市民社会の議論で言うと、地域の一般的消費者や生活者とともに行動していく消費者とか、そういう役割が期待されるんだという意味合いのこの目的規定をもう一段、そういった行動をする意味合いを加えるという意味と、こちらの24ページのところは、今度は、消費者の学ぶ責務のような形の規定を別に置くかどうかという目的規定を充実させる話と、責務規定の、そちらはどうでしょう。

○洞澤委員 基本的には入れる必要があるのかなという気がしてはいるのですが、ただ、消費者の責務という部分については、ここの取りまとめの「自己責任といった論旨

にならないように十分配慮すべきである」と書いていただいているということもあると思うので、仮に入れるのだとしても、この表現にとどまるのではなくて、不足しているのではないかという意見があったかと思うのですけれども、私もそうかなというふうに思っているということです。

○池本部会長 どうでしょう。お願いします。

○野澤委員 消費者契約法のときもそうだったのですが、消費者の責務というのは、事業者側はどうしても入れたがるものなんですね。消費者が自己責任でやってくださいと。そういうところとかかわってくる問題で、正面から消費者の責務とか役割みたいなものを条例の中に入れるというのは、私は余り望ましくないというふうに考えています。ただ、一応24ページのまとめのところでは、明示すると、今後、具体的に展開していくことを提言するというので、具体的に今の段階では特にないので、これはこれでいいのかなと思いますけれども、今後の課題ということで考えたほうがいいのかと思います。

○消費生活部長 我々の整理としまして、そういうお話もあったので、自己責任というふうにならないようにということだったので、24ページのところは、教育の部分だけについての役割というふうに整理しているつもりです。消費生活において、消費者のあり方とか、そういうことになりますと、自己責任という問題にも波及していきますので、ここは学ぶ上での役割ということだけに限定しています。ですから、矢野委員が言われたように、もっといろいろな要素があるのではないかというお話はあろうかと思います。学んだ結果のアウトプットまでここに役割として書く方法もあるのですけれども、そうしてしまうと、それが逆に自己責任のほうにアウトプットとしてつながってってしまうので、ここは消費者教育という狭いカテゴリーの中で消費者がやるべきことという整理で我々は書いたという整理をさせていただいたと。

一方、実務的にはなかなか呼びかけても乗ってきていただけないということも、センターの思い等もありまして、消費者にも積極的に学んでいただくということで御提案させていただいたのですけれども、そういう意図があって、消費者教育という世界というか、カテゴリーにおいては、アウトプットについてまで何か消費者に役割を求めてしまうとまずいかなと。あくまで消費者教育をやる東京都側としては、消費者が自立できるように教育しなさいというのは、我々が負うべきものとしてはいいと思うのですけれども、その辺の書き分けを一応したというところで、ちょっとわかりにくい点があろうかと思っておりますけれども、そういう意図でございます。

○池本部長 きて、ここの取り扱い、どういたしましょう。

○矢野委員 済みません、部長からせっかく御説明をいただいたのですが、そもそも東京都の条例は、消費者の権利を基本に、それをどう担保していくかというところで、むしろ憲法的な考え方に沿っている面があると思うんですね。机上に逐条解説がありますけれども、3ページのところに改めて都条例の目的の6番目に、消費生活において必要な知識及び判断力を習得し、主体的に行動するため、消費者教育を受ける権利、これを保障するために消費者教育を展開するんだというところで、41条、42条があると思うのですがけれども、ここを基本にするとすれば、学習だけを条例に規定することは、私はいかなるものかと思います。非常に狭まった、せっかく消費者教育推進法で消費者市民社会までうたわれてきたのに、そこに至ってまた条例でただ学ぶという学習だけの言葉が規定されるのは、ここまで進めてきた消費者教育推進の考え方に対しても余り好ましくないのではないかなと思いますので、消費者規定が必要なかどうか。さまざま出されているところで、消費者に求められている消費像はたくさんあると思うのですが。

それと、現行の5カ年間の東京都の消費者教育推進計画の中にこの文言を体现する部分は一体どれなのか。だから、さっきの条例と計画との関係で既にでき上がっている計画のところでどこが体现されているのか、その辺もよくわからないのですが。

○池本部長 お願いします。

○消費生活部長 計画と条例との関係ですけれども、計画はあくまで東京都が実施するものを計画化しておりますので、消費者が行動する計画は盛り込むものではないんですね。消費者に対して何かを求めるとすれば、条例しかないので、条例で規定したということで、そういう意味で、計画と条例というのは性格が違うというふうに理解していますので、計画の中には、消費者の行動こうあるべきというのは盛り込まれていないというものでございます。

○池本部長 私、時間がだんだん気になり出してきているところなんです、えいやっ取りまとめてしまっているのか、こういう議論の状況を全体審議会に提起するとするのがいいのかですが、この間出た御意見の中では、野澤先生からの御意見と、矢野委員からの御意見のところでは、条例の立てつけの問題として、消費者の責務を突然消費者教育のところだけ入れていくのはどうかと、構造の指摘があるというのが少し重たい論点かなと。その意味では、取りまとめの中では一旦外しておいて、ただ、ここは消費者教育独特のものとして、要するに、本人が動いてもらわないと消費者教育は始まらないということで、

何らかの学習に努めるという規定を入れてはどうかという意見があったというのを全体に紹介して議論していただくと、こういうような取り扱いでどうでしょうか。どうぞ。

○枋原専門員 私は、一番最初にこの検討部会の御依頼をいただきましたときに、検討部会の諮問事項として、消費者教育の充実をしたいんだというふうに伺っておりまして、消費者行政全般の議論をするということになりますと、その枠を超えているのではないかと思います。では、しからは消費者教育の中身を充実するためにはどうしたらいいかということで前回御議論があったというふうに記憶しておりまして、教育をしていく上では、お互い独立独歩で別の方向を向いていくのではなくて、条例に従って、よりよい消費者生活、国民生活をしていくために、当然、消費者団体の皆様も事業者も、我々みたいな団体も、お互い協力し合って教育をしていきますと。その際に、東京都は逃げてもらっては困りますよということで、それで4のほうで消費者教育の推進をするために、都は積極的に連携を図りますということで、共通基盤としてうまくまとめているというふうに思っています。もし消費者団体、消費者の責務を除くのであれば、当然、4のところに出てくる、都が支援をするという対象から外れてしまいます。では、消費者団体とか消費者の皆様は、都の支援対象から外していいのかという、またこういう疑問もちょっと出てきます。お互い協力して、自立した消費者の皆様が育っていただく、その結果、事業者は決して消費者の人を責めているわけではなくて、消費者イコールお客様と前回申し上げましたけれども、事業者と消費者は大切なお客様の関係がありますので、お互いがウィン・ウィンになるように、都のほうでも支援していただくと。そのための、さらに悪質な取引がふえているものですから、やはり教育というのは、取り締まりにもまして大事なことで、4のところを強調して書いていただいたというふうに私のほうは理解をさせていただきます。

○池本部会長 24ページの4のところは連携して進めていくというのは、まさに御指摘のとおり、的確な指摘でもありますし、その方向で進めていくことになると思います。そういう中であって、今の消費者教育の問題、学習に積極的に参画していただきたいのをこの責務の規定で入れるかどうかというところでちょっと意見が分かれていますので、まさにそこは意見が両面あるんだということを全体には報告をいたしますが、この時点でこれを加えるという形での表現としては、これは修正をしておいたほうが、ここの中での議論としては無難ではないかということです。

よろしいでしょうか。

済みません、時計ばかり見ながら、一方的に取りまとめてしまいました。きょうの議論は非常に重要な問題ですので、また全体会の中でも議論の意味合いということは皆さんも発言していただきたいというふうに思います。

○矢野委員 ちょっと確認させてください。そうなりますと、24ページの3つボツがあって、最後の「消費者は」のところさらに補足の文章、これに対してはある意味では両論が、この文章でいいのかというのと、そもそも消費者の規定が必要なのかというのと、学習に努めるだけでいいのかという、その辺の意見が出たことを併記していただく。

○池本部長 はい。その趣旨です。議論が分かれているというところを。

済みません、ちょっと時間が押してしまいましたので、次に進ませていただきたいと思っています。

それでは、第3章「消費者被害救済の充実」について、事務局からまず御説明をお願いします。

○消費者情報総括担当課長 消費者情報総括担当課長の石岡です。

第3章「消費者被害救済の充実」につきまして、資料4の4枚目と、中間のまとめ（案）本文の該当ページは25ページから31ページになります。基本的には概要に沿って御説明をさせていただきますと思っています。

資料4、左側の1ですが、こちらは集団的消費者被害回復訴訟制度の説明の箇所ですが、前回、本検討部会で事務局より御説明させていただいたものに（1）の「制度創設の背景」を追加させていただいておりますので、その箇所を御確認いただければと思います。

また、2「被害回復訴訟制度の円滑な実施に向けた課題」につきましても、基本的には前回の本検討部会で説明させていただいたものを文章にまとめさせていただいたもので、この部分につきましては、前回、委員の皆様から特に御意見はありませんでしたので、説明は割愛させていただき、本日は、右側、3「特定適格消費者団体との連携等のあり方」について、前回の事務局の説明に対し、いただいた委員の皆様の御意見を反映させた形に取りまとめさせていただきましたので、この箇所を中心に御説明させていただきます。

まず、（1）「基本的な考え方」について御説明させていただきます。

一番上ですが、被害回復訴訟制度は、消費生活条例に基づく消費者訴訟援助よりも、対象事案は限定されるが、消費者の負担軽減が図られることや多くの消費者へ参加を促すことができる点で、都民の消費者被害回復の機会を拡大するものであるという認識を示した箇所となります。

そして、一方でということで、前回、委員の皆様から御指摘がありましたとおり、被害回復訴訟制度が有効に活用され、都内の消費者被害が速やかに救済されるためには、訴訟追行主体である団体が継続的に安定した業務遂行が可能になるような環境整備が不可欠であること、そして、この環境整備は基本的には国の役割であるとしながらも、都としても都民の消費者被害救済を図る観点から、国の動向を見極めつつ、団体が活動しやすい環境を整備するために必要な具体的支援の検討が必要と結んでございます。

次に、具体的な提案の部分ですが、情報面における連携及び財政面における環境整備の2点に絞り、記載をさせていただいております。

まず、(2)情報面における連携ですが、都は国の動向、こちらは、具体的には、国のほうの団体へのP I O - N E T 端末の配置を含めた特定適格消費者団体への情報提供のあり方の検討状況等になりますが、こちらを見据えるとともに、団体が自主的に情報収集に取り組むことを基本としつつ、被害回復関係業務の遂行に必要な範囲での情報提供の検討が必要としております。

また、制度の周知、共通義務確認訴訟の判決内容の周知について、団体と情報共有を密にする、消費生活総合センターに相談した消費者に対し情報提供する、ホームページ「東京くらしWEB」等で広く都民に情報発信するなど可能な限りの情報提供の検討が必要であるとしております。

具体例につきましては、「東京くらしWEB」等による情報発信等、事務局のほうで、東京都でできることとして少しつけ加えさせていただいております。

制度の周知という点におきましては、前回検討部会での御意見を反映させていただき、追加したところでございます。

次に、(3)「財政面における環境整備について」ですが、前回、数名の委員からも御懸念の声があったとおり、制度はできたものの、財政的な問題により制度が活用されず、都民の消費者被害の救済が図られないという事態にならないようにする必要があり、そのための団体に対する財政支援の検討が必要としております。ただし、検討に当たっては、前回の検討部会での御意見を踏まえ、団体がこの訴訟追行を自主自立的に運営することが被害回復訴訟制度の基本であることを踏まえることが必要であるとしております。

具体的に、都の財政支援といたしましては、前回検討会でいただいた御意見を反映し、訴訟費用等の貸し付けを行うことが考えられるとさせていただいておりますが、貸し付けを行う要件など貸付制度の具体的な内容につきましては、ガイドラインや内閣府令がいま

だ策定されていない状況がございますので、現時点では明確な方向性は示さず、策定後、その内容を踏まえた上で十分な検討を行うべきとしております。

また、前回検討部会で委員の方から、貸し付けに当たっては、条例に規定をされております消費者訴訟援助制度を参考に、一定の場合には償還の免除も検討すべきとの御意見がありました。その一方で、濫訴の懸念等についての御指摘もいただいておりますので、濫訴防止の措置が講じられている趣旨を勘案した上で、やむを得ない理由による減免措置を講ずる必要性について慎重な検討が必要であると記述させていただいております。

また、前回の検討部会で委員の方から、国へも働きかけをしていくべきとの御意見がございましたので、団体の所在地にかかわらず、全国の消費者を対象にしている制度であることをかんがみると、本来的には国においてこの制度が円滑に運営されるために必要な環境整備を行うべきであり、国に対して積極的に財政支援を初めとする環境整備を行うよう働きかけることも必要と最後に追加させていただきました。

以上、第3章「消費者被害の救済の充実」についての説明を終わります。

○池本部長 ありがとうございます。

今御説明いただいた中身について、委員の皆様から質問、御意見、いかがでしょうか。どうぞ。

○野澤委員 30ページの濫訴防止の措置の点なんです。表現が私にはよくわからないのですが、言いたいことは何となくわかるんですけども、もう一つよくわからないのですが、1つは、濫訴防止の措置が講じられているという、これは何か措置が講じられているのかどうか。現実にそういう措置があるのかどうかということ。

それから、その後にやむを得ない理由による減免措置を講ずる必要がある。これも何となく気持ちはわかるのですけれども、よくわからないといいますか、やむを得ない理由とか、これはまだこれから慎重に検討していくから、そんなに限定しなくてもいいような気もするのですけれども、単に減免措置を講ずる必要があるかどうかについて慎重に検討していく必要があるという程度でいいような気がするんです。

○池本部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○洞澤委員 私も今の意見に乗かってということではないのですけれども、30ページにつけ加えられている濫訴の防止の措置のことと、減免措置、財政的な支援の問題ということになるのか、ちょっとわからないのですけれども、この文章はやはりちょっと違和感

がある気がします。財政の支援の問題というのは、この制度が動いていくためには非常に重要な課題でして、そのことと濫訴の話が必ずしもつながるということではないと思うので。この表現は疑義を感じております。

以上です。

○池本部長 ほかにかがでしょうか。

池本からも一言申し上げますと、濫訴防止の措置が講じられていると言うと、国が制度設計をするときにその点が配慮されたという議論の経緯があるということだろうと思うので、措置が講じられたという書き方は、確かに正確性を欠くというか、理解しにくいかなというところは一つあります。そこは表現の検討を。

それから、やむを得ない理由においてというのだけが唐突に出ているというのも、むしろ、減免措置を講じる必要性などについて慎重に検討していく、で足りるのかなということと、例えば、上のほうのアンダーライン、上から5行目ですか、貸し付けを行う要件などについて、国での議論を踏まえて検討するというふうにあります。この間、特定適格消費者団体の新しい制度と財政支援の必要性というときに、第1段訴訟があって、例えば、これこれの条項が不当条項で違法、無効であると判決が出て、次にそれに関連する消費者の損害を申し出てくださいという手続きがある。このうちの第1段訴訟というのは、これまでの差し止め訴訟と同じですね。第2段階の広報をしていく手続きが個別にやったら大変な費用がかかるし、人数が多かったら受付業務がかなり大きくなるし、そこがどういう財政負担になるか、実は適格消費者団体をやっている人にもよくわからない。見えないんです。

だとすると、例えば、第2段階の手続の部分について財政支援してくださいということだったら、第1段階の判決の後だから、濫訴の問題ではないし、必要な範囲も見えているし、例えば、そうやって募集していろいろやっているうちに、その業者が倒産してしまっただけで回収できなくなったりすると、確かに貸し付けで返せと言われたら泣いてしまうなという気もするので、その意味では、ここで具体的に言うと、上から5行目で貸し付けを行う要件というところで、対象範囲などの要件とか議論としてそういうところを目配りしていけば、危惧されているような濫訴防止の問題との調整はつく可能性はあるのかなというような気もしています。

だから、言葉としては、その上の段のところにも「対象範囲の要件など」という言葉をちょっと入れておいていただいて、今の議論を今後生かさせていただければというのと、下

のほうのアンダーラインのところについては、今御意見をいただいたあたりを反映していけばいいかなという感じをしています。

よろしいでしょうか、今の点は。

済みません、予定時間がかなり苦しくなっているので、そのくらいにさせていただきます。今の点もまた反映をお願いします。

それから、審議事項の(2)というところで、本来の中間取りまとめは以上なのですが、もう一点、「今後の消費生活行政の展開に関する都の提言」ということについてお諮りをしたいと思います。

今回、今議論いただいた3つの章でくくってあるのですが、この中間取りまとめの2ページから3ページの現状のところでも、高齢者被害が特にこんなにふえているということ指摘しながら、それを受けた対策の展開がどうも明確に見えていないと。そのあたりを何か報告書の中で反映、記述できないだろうかという問題提起で、特に今、高齢者の見守り支援ということが、これまで行われてきたところをさらに大きく広げていくということで、そのあたりを何か取り上げられないかということ事務局とも意見交換をしたりしました。その点を皆さんにお諮りしたいのは、答申の中に今の点を追加の提言として盛り込むということを検討してはいかがかということ、これは一つの提案であります。その点、いかがでしょうか。中身はこれからまた議論していただくのですが、よろしいですか。

(一同うなずく)

○池本部長 皆さんうなずいていただいていますので、その上で追加配付資料の中に提言の原案というものを事務局で用意していただきました。これについて御説明をお願いしますか。

○企画調整課長 それでは、「今後の消費生活行政の展開に関する東京都への提言」について、A3の資料5というものを御用意いただければと思います。記載内容を御説明をいたします。

ここでは、まず前段として、序章において明らかとなった都の消費者被害の現状を踏まえ、審議会として提言を行うに至った経緯を御説明しているところでございます。

まず、第1段落目は、悪質事業者への対応強化などの3つの観点から議論を重ね、中間のまとめとして取りまとめた現況。

第2段落目では、これまでの審議会における答申に基づいて罰則規定の導入など、事業者規制の強化に関する取り組みや消費者被害救済委員会の機能強化など、実績を上げてき

た状況を御説明しております。

3段落目に入りまして、今後の超高齢化社会における東京の高齢者の状況といたしまして、特に高齢者の単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加が予測されている状況を踏まえ、悪質事業者に狙われて被害に遭いやすく、また、被害に遭った場合に発見がおくれる懸念があるとし、このため、高齢者を広く見守る仕組みづくりや高齢者の状況に応じた情報提供など、高齢者の消費者被害の防止に向けた取り組みの重要性が高くなるというふうに論述しております。

4段落目におきまして、全国の消費者行政を牽引する都として、高齢者の被害防止対策に積極的に取り組むよう提言するとしております。

具体的な提言の内容になりますけれども、1の「高齢者を見守る仕組みづくりと支援策の充実」では、急速な高齢化が進む中、高齢者の不安や判断能力の低下などにつけ込む悪質な商法による被害は、既に拡大傾向があらわれている状況を踏まえ、地域の見守りネットワークを構築し、早急に対策を図るべきとしております。このネットワークでございませうが、既に多くの区市町村で高齢者福祉部門、民生・児童委員、町会・自治会、介護事業者などによるネットワークが形成されており、最近では消費生活行政の視点も加味して運営されている地域もございませうが、まだ限定的であるという点を指摘しております。

また、高齢者は健康状態など個人差が大きく、福祉的なサービスの対象とならずに地域で生活している方々も数多くいらっしゃるという状況もありますので、このような方々にも高齢者の被害防止情報や新たな手口など、注意情報を的確に届けるなど、被害を未然に防止する必要があることを記述してあります。

このような状況から、あとは区市町村の実態やニーズを把握した上で、高齢者の消費者被害防止の観点を重視した消費生活部門と高齢者福祉部門の有機的な連携を実現する高齢者を見守りネットワークの構築と、その適切な運営に向けた支援が必要であるとしてあります。

また、加えて、地域で生活している多くの高齢者によりきめ細やかな情報を届ける手段として、地域の民間事業者などと協働するなど、積極的にアウトリーチする仕組みも有効としてあります。

2番といたしまして、「事業執行に当たっての体制強化」でございませうが、資料の右側でございませう。これらの高齢者を見守りネットワークの機能を拡充し、区市町村のニーズに応じた支援を進め、民間事業者の協力を得るためには、高度な調整機能が必要であるとし

た上で、執行体制の強化が必要であるとしております。

本事業は、センター・オブ・センターズとして区市町村の支援機能を担い、これまでのノウハウを有している消費生活総合センターを拠点とすることで実効が高まるとし、高齢者の消費者被害防止に積極的に取り組むことを要望することを記述しております。

以上でございます。

○池本部長 ありがとうございます。

これについて、皆さんからの御意見。どうぞ。

○野澤委員 内容については、私もこれはいいと思うのですが、これを中間のまとめの中にどういう形で入れるのかという形式の問題がちょっとあって、これをぼっと入れると、ここだけ記述が薄いといいますか、中間のまとめ、せっかく一生懸命たくさんいろいろな資料もあって、厚みのある記述になっているのに、提言だけ、最後、取ってつけたようにしてしまうというのもどうかなという感じがしているのですが。

○池本部長 位置づけなどについてどういう形で、どの辺にどう入れるということはいかがでしょうか。

○企画調整課長 現時点では、諮問に対する答申ということでは第3章までということで、それに加えて審議会が独自に提言をしたという位置づけで、具体的には、答申の本の中には入るのですが、ページ分けをして、審議会からの答申ということを確認にして公表するというを考えております。

一旦これを切り離すということも内部では検討はしたのですが、切り離すと、何でこの課題が出てきたのかといったところが、今度わからなくなってしまうといった懸念がありましたので、やはり序章なり何なりから検討していく上で、審議会としての問題意識として最終的には答申に含めたいかがかなというように考えております。

○池本部長 いかがでしょう、今の御説明で。

○野澤委員 ちょっと内容的には薄いといいますか、ほかの記述の厚みに比べると、ここだけ妙にぺらっとして。それはいいですか。いいですかというか、時間をかけなくてそこはいいのかどうかという。

○池本部長 恐らくこれは私の受けとめなんですけど、ここで言うところでは、審議会として提言を、この検討部会で検討し、審議会としてまとめるので言うと、最後の事業執行に当たっての体制強化、特に、高齢者見守りネットワークを区市町村でしっかり生きたものにしてもらうために、都としてもそこは人的な執行体制を強化していくという、そのの

後押しが重要なので、見守りネットワークの枠づくり自体はある程度やっているけれども、開店休業のところと多少動いているところがある。だから、全体を動かす、中身についての提言を細かく書くことよりは、とにかく人をふやしてでもやれということが入っていれば、とりあえずいいのかなというような気がします。

いかがでしょうか。どうぞ。

○越山委員 現在の推進計画の中でも、若者や高齢者のトラブル防止を重要なテーマとして捉えるべきだと示されているので、そういう意味でも、こういう、特に高齢者の問題を盛り込むことは非常にいいと思います。この件に関して、消費者安全法でも各自治体や区市町村がそれぞれ独自の方法でやらざるを得ない部分がきっとあると思います。その点をこの審議会の中からも推し進めることは大賛成なんですけど、そうそうすぐに一定の成果がでるとは限らないと思います。具体的な見守りネットワークが半年や一年で都内全域で構築できるということは、ないと思いますので、先に構築のための仕組みをどんどんつくって行って、それがどんどん浸透し、連携していく経過を監視というか、履行状況を見ていくこともこの審議会が行うべきなのかどうかということだけお伺いしたい。ここで審議して、提言した結果、履行状況が何年後にどういうふうになっているのかわかると、この審議会でも結果のフォローができるように思いますので、そのあたりだけちょっと教えていただければと思います。

○池本部長 いかがでしょうか。

先に私自身の記憶で申し上げますと、今次審議会ではなくて、その前のとき、3年か4年前ですか、一度、区市町村に高齢者見守りネットワークを整備してくださいという働きかけを都はしたはずですよ。そのときには、1年か2年後でしたか、フォローアップをして、全体のどれだけのところがとりあえずそう呼べる。ただし、高齢者部門がつくっているところへ消費者部門も参画すると、消費者部門で呼びかける、いろいろなパターンはあったのですが、一応ある程度は形ができたという報告を審議会にさせていただいたことがあります。ただ、今回、改めてこれを提言して、それをどう反映させ、どういうふうになさろうとするのかということを含めて、お伺いできればと思います。

○企画調整課長 今、池本部長から御説明があったように、高齢者の見守りネットワークというのは、19年度にガイドラインをつくりまして、それを区市町村にそのときはすごく働きかけてあったのですが、その後、フォローが抜けてというか、行き渡っていませんで、このたび、また、なかなかフォローしていないものですから、できていたところ

もどうなったかわからないような現状も多々見え隠れして、進んでいるところはすごく進んでいるような、格差が出てきてしまっているというものも現状にございますので、それを今度は、高齢者がさらにふえるという現状をもっと喫緊の課題として捉えて進めていこうといったところで、仕切り直しではないのですが、そういうようなところでまた改めて力を入れていこうということがあります。

ですので、これは、もともとの文言としてわかりにくいのですが、消費生活基本計画のほうに一応掲載はされておりますので、そこで事業の執行は毎年把握をしていて、御報告をさせていただくという俎上には乗りますので、そこで特出しをして御説明させていただくとか、そういったところは今後やっていきたいというようには思っております。

○池本部長 そうであれば、まさにそういう流れをつくっていただきたいのですが、この提言の左ページの下から3～4行目ですか、「ネットワークの構築及び適正な運営に向けた支援を行うべきである」。支援を行うとともにフォローアップを含めた計画的な推進が必要であるとか、何か、今まさにやりとりをされたようなフォローアップとか計画的な推進ということをもうちよっと積極的に触れていただくと、きょうの議論が反映できるかなという気がします。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○矢野委員 先ほども出たのですけれども、もう少し提言を厚くするというか、そういった意味では、今出たネットワークのことで資料提供をされたほうがいいのではないのでしょうか。先ほど、基本計画のところに記載はあって、執行状況は一応毎年報告はされているわけです。それが都の状況と、それから、もう一つは、消費者安全法が改正されて、名称は略していますけれども、地域協議会をつくることのできる努力義務なんですけれども、その法的にも一応担保されてきつつあるので、そういったことも背景にしながら、都としてどういうふうに構築や支援を行っていくかというところで、恐らくこの文章だけよりも、審議会の中で背景的なものが資料として補足されると、よりわかりやすいのではないかなと思いましたので、要望です。

○池本部長 今回の御発言の趣旨は、今度の消対審の全体会でこういう基礎資料を幾つかつけて、それも含めて紹介していただいたほうが共通認識になりやすいと、こういう意味でよろしいですかね。

○矢野委員 そうです。

○池本部長 ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○朽原専門員 私たちには、国の立法の動向までは正直言うとわかりませんが、恐らくこれだけ高齢者の方たちが消費者被害に遭われている実態と、東京都さんは特に東京都の中で高齢化率が高くて、独居老人の方はこの先ものすごくふえていくということになりますと、高齢者の方に焦点を当てた都の行政というのはますます重要になるのではないかとこのように承知をさせていただきます。消費者契約法の中で民法改正が並行して今議論されているというふうに伺っていますので、高齢者の方の問題ですとか、インターネット取引の適正化の話ですとか、恐らく近い将来出てくるのだろうというふうに承知をさせていただきます。また、ビッグデータの活用みたいなことも政府のほうで議論されています。そうしますと、個人情報保護の観点から、新しいビジネスモデルが出てきたときのターゲットになりやすい高齢者の方の保護みたいなところも、当然、近い将来、出てくるのではないかとこのように想定をされます。いち早く、特に高齢者の方が多い東京都さんのほうで、座長のもとでこういった取りまとめを一步先んじてしておくというのは、正直言うと、時宜を得たものではないかと思えます。あえて言えば、複雑化、巧妙化するインターネット取引の対応みたいなのも本当は入ると、さらにいいのかなと思うのですが、時間的な余裕がないという事情も多分あるかと思えます。いずれにしても座長の炯眼に敬服する次第でございます。

○池本部長 さらに期待を込めた発言だったと思えますので、それはまたできるだけ早い段階で反映を今後させていただきたいと思えます。

ほか、よろしいでしょうか。どうぞお願いします。

○橋本委員 私も提言を入れていただくのは大変いいと思うのですが、せっかく中間のまとめの「はじめに」、あるいは序章の部分で事実関係が書かれておるし、それから、中間のまとめというのは、全部制度的な議論をしているわけですね。だから、1つは、序章とか「はじめに」とかを参照するといいますか、それを受ける形でこれが入るような、一言二言でよいと思うのですが、高齢者の話は、恐らく序章の最初にも出ていますし、何かそこを受けてこの話が始まるという。ただ、基本的にこれは制度的には区市町村がやる仕事だから、都の条例だと4条とか、もっと総合行政になると後ろのほうにもありますから、条例の条文を引いておくとか、何か中間まとめ本体と少し平仄が合うような形になっていると、より説得力が増すのではないかなと。そこはお任せしますので、ちょっと考えていただきたいということです。

以上です。

○池本部会長 ありがとうございます。

実は私もちょっと感じたのが、せっかく提言も中間まとめの中に組み込むのだとすれば、当審議会では中間まとめをした後は、これまでこうやっている。今後は、これまで経験したことのない超高齢化社会を迎えと、この辺りで、序章でも述べたとおり、高齢者被害が非常に急増しているんですだと。そこをどう踏まえて、特にこの課題について取り出して提言をするというふうにすれば、全体の中で位置づけがクリアになるかなという気がしました。

ありがとうございます。

本当は全体を通じてまだまだ御意見をいただきたいところなのですが、時間がほとんどなくなってしまいました。きょう、皆さんからいただいた御意見を踏まえて、事務局で再度整理をしていただくのですが、その後は、今度、審議会本体が近づいておりますので、きょうの皆さんの御意見を最終的には座長、会長と事務局とで取りまとめるというところで一旦一任させていただければと思います。よろしいでしょうか。

(一同うなずく)

○池本部会長 先ほどの幾つか意見が分かれていたところなどは非常に慎重に取り扱いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、最後に今後のスケジュールについて事務局からお願いします。

○企画調整課長 それでは、参考資料4の「東京都消費生活対策審議会今後の予定」をごらんください。

本日の検討部会で御審議いただきました結果を反映させて中間のまとめ(案)は、9月9日火曜日に予定しております審議会総会に検討部会から報告していただき、御審議いただく予定にしております。

総会で審議会の意見を集約し、中間のまとめを御了承いただいた後は、パブリックコメントを予定しております。ここでしかるべき期間、多分2～3週間になると思いますけれども、都民の皆様の御意見をいただき、その意見を集約した段階で、11月に小部会及び部会を開催させていただきます。

小部会、部会の御議論を経まして、中間のまとめに都民の皆様の意見を反映させたものを、12月に予定しております審議会総会にお諮りし、最終的に決定したものを答申として知事に御報告いただくという流れを予定しております。

委員、専門委員の皆様は、お忙しいところ恐縮ですが、今後ともどうぞ御協力をお願いします。

いたします。

具体的な会議日程は、改めて調整させていただきます。

繰り返しになりますけれども、9月9日の総会は午後1時30分から、こちらの第二本庁舎、今度は31階になります。31階の特別会議室27で開催いたしますので、御出席のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○池本部会長 では、引き続き皆さんにもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、以上をもちまして、本日の第3回検討部会を閉会とさせていただきます。

最後までありがとうございました。

午後3時28分開会